

寒川町移住促進 Web 広告配信 仕様書

- 1 業務名 寒川町移住促進 Web 広告配信
- 2 目的 寒川町では、少子高齢化に対応し、地域の持続可能性を有した、魅力ある町であり続けるため、『「高座」のころ。』をブランドスローガンに掲げ、ブランディングによる移住・定住促進を図っている。本業務では web 広告配信による的確なデジタルプロモーションを通じて、寒川町への情報接触度等の向上を図るとともに、効果的に寒川町の魅力を届けることにより「選ばれるまち」を目指す。
- 3 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 4 予算額 3,850,000 円（上限）
- 5 業務内容 業務内容は、次のとおりとする。
 - (1) 寒川町移住定住ポータル (<https://kozanokokoro-samukawa.kanagawa.jp/>) への誘導を通じ、移住検討層の認知・検討促進を図ること。
 - (2) 寒川町の現状等を踏まえ、最適な広告媒体（複数利用も可）、ターゲット設定、キーワード・クリエイティブ作成、配信スケジュール等を提案し、実施すること。
 - (3) 寒川町のブランド『「高座」のころ。』を訴求し、効果的にアプローチすること。
 - (4) 本業務における広告配信の目標となる項目等を、設定すること。設定した目標値に達した場合も、予算の範囲内で事業効果の最大化を目指し、業務を継続すること。
 - (5) 広告配信の効果を適宜分析し、必要に応じて改善策を提案し、実施すること。
 - (6) 広告の配信期間は少なくとも 4 か月以上とすること。ただし、やむを得ない場合は、発注者と協議の上、配信期間を決定すること。
- 6 効果測定及び報告業務
 - (1) クリック率、クリック単価、サイト訪問数、訪問者の属性（性別・年齢・地域・特性等）平均滞在時間・ページ/セッション等を月ごとに集計、分析を行い、報告すること。
 - (2) 翌年度以降の運用を見据え、広告効果及び今後の改善策について、報告書として提出すること。
- 7 留意事項
 - (1) 次に掲げるサイトへの広告を掲載しないように配慮すること。
 - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。

イ 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。

ウ 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。

エ 政治性又は宗教性のあるもの。

オ 上記に掲げるもののほか、発注者が広告を掲載することが適当でないと認められるもの。

(2) 制作物が他の所有権や著作権を侵害するものではないこと。

(3) 本業務に関する所有権や著作権は原則としてすべて発注者に帰属するものとする。

(4) 本仕様書に記載のない事項及び本業務に関して疑義が生じたときには、発注者と受注者との協議により決定すること。